

## 令和3年度第2回古賀市文化財保護審議会 会議録

開催日時 令和4年2月14日(月) 14時から16時まで  
開催場所 リーパスプラザこが 歴史資料館 中会議室

出席委員 森弘子会長 桑田和明副会長 今橋省三委員 本田光子委員 伊崎俊秋委員  
出席者 横田浩一教育部長 長谷川清孝教育長  
事務局 : 柴田博樹文化課長 井英明文化財係長 大江道子主事

傍聴者 なし

1. 開会の言葉

2. 教育長あいさつ

3. 委嘱書交付

4. 会長、副会長選出

5. 会長あいさつ

6. 報告事項

令和3年度船原古墳調査・活用事業

7. 議事

古賀市指定文化財に関する調査審議

案件：旦ノ原の井戸

今橋委員 伊東氏の漢字は東でよろしいか？14ページの表記が藤になっている。

井係長 はい、ありがとうございます。

今橋委員 また、井戸の竣工が9月であるという点について、秋という記載はあったが9月はどこから出てくるのだろうか？

井係長 大森氏の文書 番号92に9月と出てきている。

今橋委員 その9月に由来するということか？

井係長 はい。文久3年9月です。大森氏は、依頼を受けて文書を作成した人物であるため、番号92と93の間におそらく何かしらのやり取りがあったのだろうと思う。①文書(番号93)については、文久2年秋起工、文久3年秋竣工しか分からない。月は出てきていないが、おそらくどこかで出たのだろうと思う。

今橋委員 9月というのは、大森氏の文書からなのですね。

井係長 はい。その後出た文書では6月になっているが、これはおそらく間違いではないかなと考える。

今橋委員 碑の内容を訂正しなければならないということですね？

井係長 はい。

今橋委員 碑の内容が間違っており、本当は9月ということになる。

井係長 はい。前回の資料の『旦の原の史蹟 著：阿部 惣三郎』では、同年 11 月完成したと書かれている。

今橋委員 10 月だと書いてあるが？

井係長 後ろから 4 行目に記載がある。同年 11 月完成したとなっているが、この 11 月というのが分からない。しかしながら、次のページでは文久 3 年 6 月竣工す、と書いてある。

今橋委員 阿部さんが書いた記事では分からないだろう。

井係長 はい。調べはしたが分かっていない。

伊崎委員 ひとつ質問がある。文書番号の 95 が乙だろうか？

井係長 はい。

伊崎委員 94 が甲となっているが、この甲と乙というのは追記して後で書かれたものなのだろうか？それとも最初から入っている分なのだろうか？

井係長 分からない。この甲というのは途中で途切れている文書になる。④文書の 2 としているが、④文書と一緒にあった文書で、文面は全く同じなので恐らく間違いないだろうと考えている。現物を見ていないため、どのようになっているのか確認が出来ていない。

今橋委員 後から誰かが書いた字体ではないように思う。乙、甲などと書き入れているのだろうか？

伊崎委員 推測すると最終的に④の文書の通りの碑文になったということだろうか？

井係長 はい。

伊崎委員 本来ならばこれを書いた順番で甲・乙ということになるが、④文書を最終的に採用したということになるのではないだろうか。

井係長 それは良く分からない。織田文書の番号 94 と、今残っている石碑上の碑文を対照すると、確実に異なる字は石松林平さんの杔の字で、後は全部同じのようだ。おそらくこのままだったのではないかと考えている。

伊崎委員 決定部分はここに書いてあるこれだろうか？

井係長 原本を見ていないため、不確かな情報で申し訳ない。  
続いて史跡の種別についても伺いたいと思っている。

森会長 そちらに移ってよろしいか？

井係長 昭和 59 年の頃に、福岡県と当時古賀町と所有者とで協議され、保存するのが望ましいという意見となって移転した経緯がある。古賀町としても、当時から、重要であるから残したいという意思があつての措置であつたろうと思う。そして、また道路（町川原赤間線）が拡張になった際に移転したが、やはり重要であるからということで残してきた経緯がある。ただ、史跡というのは動くとうなるのだろうか。組んであるので建造物なのだろうか？建造物は移築してもよい為、建造物という扱いになるかも知れないが、井戸が建造物というのは変な感じがしている。大野城市に福岡県有形民俗文化で、筒井の井戸というのがあるが、それが今回の事例に一番近いと思っている。有形民俗文化財に適しているかどうかは、悩ましいところがあるので、様々なご意見をお願いしたい。

森会長 承知した。皆さま、如何だろうか？

今橋委員 四ヶ村のちょうど真ん中に碑が存在するため、当時の四ヶ村が共同して井戸を掘ったという少なさがあるように思う。村の違いはあつたとしても、皆で作つたということが、ひとつの歴史的な証明となるように思う。また、織田文書とその主意書も大変貴重なものだと思う。文久 3 年という江戸末期に、四ヶ村が共同して作業を行ったということを実証しうるだろう。

森会長 種別についてはどうだろうか。

伊崎委員 種別については、本当に悩ましいところだが、史跡となれば本来の場所をきちんと維持していることが前提ではないだろうか。広く見れば四辻のすぐ近くということではあるが……。大野城市の筒井の井戸が有形民俗文化財としての指定となっているということを見ると、今回

の歴史性や重要性も鑑みて、有形民俗文化財という位置づけにするのが一番無難ではないだろうか。

森会長 ほかの委員はどうだろうか？

桑田副会長 今の話を聞くと、有形民俗文化財が一番適切ではないかと思う。

本田委員 現実的には、民俗文化財かと思う。やはり、指定はした方がよいので、そうなれば有形物路線が一番ではなかろうか。また、この碑が明治34年に出来上がっているということを含めれば、民俗文化財でよいのではないだろうか。

森会長 私も有形民俗文化財だと思う。筒井の井戸もそうだが、井戸は人々の暮らしの中で使われたものであるし、四ヶ村が合同して作ったということも希少である。何故迷うのだろうか。史跡は少し動いた特徴が一部あると思うが、それこそ人々の暮らしを今に伝えるものということで有形民俗だと思う。碑文だけであれば、歴史資料と言えるかもしれないが。指定名は且ノ原の井戸と書くか、井戸と碑と分けて書くのだろうか？

今橋委員 すべて含めてではなかろうか？

井係長 現時点で考えているのは、且ノ原の井戸と顕彰碑である。梅の木もあるが、梅の木は入れないでおこうと考えている。

今橋委員 一緒に主意書を登録するのは難しいだろうか？

井係長 織田文書が関係している。

今橋委員 主意書は立派なものではないかという気がするのだが。

森会長 文書も入れて、すべて含めて有形民俗文化財に出来るのだろうか？

今橋委員 写しの方は、先程市の書類ではないと言っていた。

森会長 所有者が違ったら難しいのだろうか？

伊崎委員 市の条例では、市にあるものということが前提になっているのだろうか？そこで変わってくのではなかろうか？

井係長 はい。

今橋委員 織田家はまた福津に？

井係長 はい。上西郷に。

森会長 所有者の許可はもちろん必要だが、許可を取ったとして、所有者の違うものをまとめて一括で登録するという例もあるのだろうか？

伊崎委員 ただ、市の条例では、市指定有形文化財の第4条で、(古賀市文化財保護条例 昭和58年7月15日 条例第14号(平成17年4月1日施行) 第2章 市指定有形文化財 第4条)『教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項又は県条例第4条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを古賀市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。』となっているため、市の内部区域内に存するものという前提がある。

今橋委員 織田文書の一部を古賀市が所有することはできないのか？

森会長 それは説明書の中に文書を付ければよいのではないか？古賀市としては、井戸と顕彰碑を有形民俗文化財とし、指定書の中に文書の説明を入れればよいのではないだろうか。指定に至る理由書きとしての説明があればより強力になるのではないか。

今橋委員 そのほうが作られた経緯がはっきりと分かる。

森会長 如何だろうか？

伊崎委員 指定としては有形民俗とし、井戸と碑ということではいかがだろうか。

井係長 承知した。織田文書については、保管状態も含めて現物を見てから検討したいと思う。

森会長 では、そのほかに何かあるだろうか。

桑田副会長 資料の中に、土地の所有者である玄孫の記載があったが、彼らに様々なことを尋ねるのは可

能だろうか？

井係長 遠方に住んでいたように記憶している。当時やりとりした実績を見たが、FAX等でやりとりしており、連絡を取るの難しいかもしれない。

桑田副会長 土地の寄付もされたと聞いている。今後、指定をするという話になった際に、連絡を取っていただくのはどうだろうか？指定となれば、喜ばれるかもしれない。

井係長 承知した。関係資料がないかも含めて連絡を取る。

伊崎委員 今の土地のところのみ、分筆されているだろうか？

井係長 はい。

伊崎委員 訂正だが、先程市の条例で、市指定有形文化財の話をしたが、第4章に市指定有形民俗文化財の項目があり、第25条で先程と同じ内容の『市の区域内に存する有形の民俗文化財』という項目がある。

森会長 ありがとうございます。ほかに意見はあるだろうか？

桑田副会長 竣工の月日は6月、9月のどちらなのだろうか？碑文が間違っているという仮の結論が出たが、資料を見ても分かりにくいと感じている。指定の手続きでは、竣工年月日を記載することになるかもしれないため、確認すべきではなかろうか。

井係長 承知した。調査は行っていないが、石松文書というものがある。そこにあればよいが、郡費まで出していると書いているため、そのあたりで関連するものが出てくればと思っている。検索してもなかなか見つからない状況であるが、織田文書に限らず、引き続き探したいと思う。先述したように、阿部氏が11月と記載していたが、この11月がどこに起因するかも分かっていない。

森会長 歴史資料で指定する場合は、このあたりは厳密に必要になると思うが民俗資料であれば不明であることがほとんどなので、不可能なところは迫及する必要はないのではなかろうか。

井係長 秋の竣工程度の記載でどうだろうか？

森会長 実際に秋の竣工というくらいでしか伝わっていないように思う。また、秋の竣工でも良いし、このような説があり、この文書にはこのように書かれているというような書き方でもよいと思う。

桑田副会長 書き方はどちらでも構わない。しかしながら、発起人の方が石碑を見ているかと思うと……。6月ということで問題なかっただろうか。

今橋委員 問題はなかったように思う。

桑田副会長 その辺りのことをあえて9月とするのはどうだろうか？

森会長 歴史資料の場合は本来、追記を解明すべきだが、民俗の場合はどのように伝えられているかが大切であるため、石碑にはこのように書いてあるというところで終わってもよい。ただ、参考資料として、関係を説明することは決して悪いことではないが、それにより石碑が間違っていることを解説する必要はないと思う。

今橋委員 結果的に石碑だけが歴史上違うことになっている。

森会長 はい。そのようなものはたくさんある。誤って故意に書き換えたり、何かにあわせて書き換えたりするものもある。ただ、民俗の場合は、秋というフuzzyな表現でも一向に差し支えないと思う。

井係長 少し前後するが、33ページの『織田文書 文書95 ③文書』の後ろから4行目『時文久三年六月』の月がやはり見えづらい。

今橋委員 これは6だろう。

井係長 恐らく6だろうと思うが9とも読める。原本を見たいが、これまでは一歳だった書き方がここで半歳という文言になるようだ。おそらくこの文書を受取り、紀功を半歳で

組み上げて6月にしたのではないだろうか。

森会長 申し訳ないが9ではないか？

井係長 6だと思う。

森会長 9だ。

今橋委員 9かもしれない。

井係長 9だろうか？どちらとも読める。これは本当に難しい。

森会長 碑文を作った方は、これを6と読んだのだろうか？

井係長 恐らく大森氏は6と読んだようだ。

森会長 滲んでいる・・・。

井係長 以前は一歳だったが、この文書を受けて半歳にしている。秋から6月にしたのかと思う。

森会長 6月だったら問題ないだろうか？

井係長 6月は秋ではない。

森会長 夏だろう。

今橋委員 夏だ。

井係長 夏です。

今橋委員 向夏で、最後の夏だ。

森会長 旧暦では7月からが秋だが、明治34年はすでに新暦に変わっているため混乱したのかもしれない。

井係長 やはり秋ごろになると思う。

森会長 承知した。ほかに意見はあるか？今日の内容については、次回の議案に指定したいと思う。

井係長 はい。また文書を作らせていただく。引続きよろしく申し上げます。

森会長 はい。

## 8. その他

次回開催日程について

井係長 次回の会議は、来年の5月以降に開催する。日程調整は年度が改まってから行う。

## 9. 閉会の言葉